◎調達機関番号　421　◎所在地番号　27

○令和４年阪神高速公告第28号

1　工種及び業種の区分　工種及び業種の区分は、次のとおりとします。

なお、建設工事の工種の後のかっこ書きは、各工種の申請に必要である建設業法（昭和24年法律第100号）の許可の種別を表しています。

〔建設工事の場合〕

①　土木（土木一式工事）
②　橋梁（メタル）（とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事）
③　橋梁（Ｐ・Ｃ）（土木一式工事）
④　舗装（舗装工事）
⑤　電気（電気工事）
⑥　電気通信（電気通信工事）
⑦　塗装（塗装工事）
⑧　建築（建築工事）
⑨　遮音壁（土木工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事）
⑩　管（管工事）
⑪　機械器具設置（機械器具設置工事、消防施設工事）
⑫　標識設置（土木工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、機械器具設置工事、解体工事）
⑬　造園（造園工事）
⑭　維持修繕（土木工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、舗装工事、解体工事）
⑮　橋梁補修（土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、解体工事）
⑯　その他（①～⑮に該当しない工事で、その工事内容に対応する許可）

〔測量・建設コンサルタント等の場合〕

①　測量
②　地質調査
③　土木設計
④　建築等設計
⑤　補償
⑥　その他業務

2　インターネット一元受付による申請（経常建設共同企業体を除く）

詳細については、国土交通省ホームページをご覧ください。

⑴　パスワードの事前取得　インターネット一元受付による申請は、パスワードの事前取得が必要です。令和４年11月１日（火）から同年12月28日（水）までの間にパスワードの請求手続をしてください。

⑵　申請用データの受付期間　令和４年12月１日（木）から令和５年１月13日（金）までの９時～17時　ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から１月３日まで）は除きます。

問い合わせ先

インターネットによる受付ヘルプデスク
電話番号　082―553―9149（建設工事）
開設期間　令和４年11月１日（火）から令和５年１月13日（金）までの９時～17時　ただし、土曜、日曜、祝日及び年末年始（12月29日から１月３日まで）は除きます。

3　文書受付による申請

⑴　定期受付（郵送方式）

①　建設工事（単体）の場合　令和４年12月１日（木）から令和５年１月31日（火）まで（必着）
②　建設工事（経常建設共同企業体）の場合　令和５年４月３日（月）以降随時に受け付けます。⑵の②を参照

⑵　随時受付（郵送方式）

①　建設工事（単体）の場合　申請者が⑴以降の時期に申請を希望する場合は随時受け付けます。
②　建設工事（経常建設共同企業体）の場合　令和５年４月３日（月）以降随時受け付けます。申請を行うことができる工種は「土木」と「塗装」の２工種です。

なお、全構成員がその申請工種につき、単体で2023・2024年度（令和５・６年度）の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていることが必要です。

③　測量・建設コンサルタント等の場合　現在も受付継続中です。

⑶　申請書の入手方法　申請書は、公示日以降、弊社ホームページ（https://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/compe/）に、様式類を掲出しますので、必要な様式をダウンロードしてください。

⑷　申請書の添付書類　申請書には次に掲げる書類を添付してください。

〔建設工事（単体）の場合〕

①　一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請をする日の直前に受けた経営事項審査に係る総合評定値通知書であって下記［１］及び［２］の要件を満たすものの写し

［１］　経営事項審査に係る告示（平成20年国土交通省告示第85号）第一の一の２に規定する審査基準日が、定期の一般競争（指名競争）参加資格の申請にあっては、令和３年６月16日以降のもの（令和３年６月16日以降を審査基準日とする経営事項審査の結果通知書が複数ある場合は、最新のもの）、随時の一般競争（指名競争）参加資格の申請にあっては、申請をする日の１年７か月前の日以降のもの

［２］　雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況がいずれも「加入」又は「適用除外」となっていること。ただし、当該通知書において雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況が「未加入」であった後に当該未加入の保険について「加入」又は「適用除外」となったものは、それぞれ当該事実を証明する書類（保険料の領収書等）

②　国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号。以下「国税規則」といいます。）別紙第９号書式（その３の２）又は（その３の３）の写し

〔建設工事（経常建設共同企業体）の場合〕

①　経常建設共同企業体協定書（甲型又は乙型）
②　構成員全員の印鑑証明書（申請書提出日前３か月以内のもの）

〔測量・建設コンサルタント等の場合〕

①　法律上、営業に関する資格を必要とする業種について申請するときは、その資格を証明する書面の写し
②　国税規則別紙第９号書式（その３の２）又は（その３の３）の写し
③　申請者が法人であるときは、登記事項証明書の写し
④　直前２年の営業年度に係る財務諸表類

［注］　申請者が次に掲げる方であるときは、それぞれ次に定める書類をもって、①、③及び④に掲げる書類に代えることができます。

a　測量業者（測量法（昭和24年法律第188号）第55条の５第１項の規定により測量業者として登録を受けた方をいいます。）測量法第55条の８に規定する書類の写し
b　建設コンサルタント登録業者（建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）建設コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
c　地質調査業登録業者（地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）地質調査業者登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し
d　補償コンサルタント登録業者（補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第２条第１項に規定する登録簿に登録を受けた方をいいます。）補償コンサルタント登録規程第７条第１項に規定する現況報告書の写し

⑸　申請書の提出先　阪神高速道路株式会社　経理部契約課　〒530―0005 大阪市北区中之島３丁目２番４号　電話番号06―6203―8888

⑹　提出方法　郵送

4　競争に参加することができない方

〔建設工事の場合〕

⑴　弊社契約規則第６条に掲げる方（競争参加不適格者）
⑵　社会保険等未加入建設業者　以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（建設業法第２条第３項に定める建設業者）をいい、当該届出の義務がない方を除きます。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務